

# J-TAS 入会規程

2018年11月1日 制定

2020年8月1日 改訂1版

発行：一般社団法人日本寝具寝装品協会（JBA）

## 著作権について

本文書は、著作権により保護されています。本文書の一部又は全部をJBAの許可無く、複写・複製することを禁じます。

JBA 事務局（TEL：03-6661-0213）

## J-TAS 入会規程

目 次	ページ
1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 入会申込み	1
3.1 受付	1
3.2 提出書類の確認	1
3.3 入会審査の準備	1
4. 入会審査	1
4.1 入会審査書類	1
4.2 入会審査及び基準	1
4.3 入会承認	2
5. 入会通知	2
6. 入会費等の請求	2
7. 自由脱会	2
8. 除名	2
9. 脱会又は除名に伴う権利と義務	3
10. 施行期日	3
様式	4
参考1 用語の定義	12
参考2 過去の在庫羽毛に関するトレーサビリティ	16

## J-TAS 入会規程

### 1.目的

J-TAS 入会規程（以下、「本入会規程」という）は、J-TAS 会に入会しようとする書類整備対象者に対して、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」6.1b)の J-TAS 協議会（以下、「協議会」という）が行う J-TAS 会への入会手続きを定める。

### 2.用語の定義

本入会規程で用いる主な用語及び定義は、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 4.用語の定義による。

### 3.入会申込み

#### 3.1 受付

J-TAS 事務局（以下、「事務局」という）は、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」9.1 に定める書類整備対象者（別紙 1 参照）から入会申込書（様式[入会規程 01]）及び誓約書（様式[入会規程 02]）の提出によって入会を受け付ける。

#### 3.2 提出書類の確認

事務局は、必要事項が漏れなく記入されていることを確認し、不備がある場合は、申込者に入会申込書の再提出を求める。

#### 3.3 入会審査の準備

事務局は、入会申込書から申込者の企業情報を確認し、必要に応じて、WEB サイト等から企業情報をさらに収集する。

### 4.入会審査

#### 4.1 入会審査書類

協議会は、次の書類に基づき入会審査を行う。

- a) 3.1 の入会申込書及び誓約書
- b) 3.3 の企業情報

#### 4.2 入会審査及び基準

協議会は、4.1 の書類から次の入会審査基準に適合しているかどうかを審査する。

- a) 書類整備対象者であること
- b) 誓約書の提出があること
- c) 法令等に違反して、罰金以上の刑に処させられ、その執行を終わり、又はその執行を

- 受ける事が無くなった日から2年以上経過した者であること  
d) J-TAS 会を除名され、その除名された日から2年以上経過した者であること

#### 4.3 入会承認

協議会は、入会審査の結果、基準に適合していることを確認できた場合、申込者の入会を承認する。なお、基準への適合に関して、協議員の間で意見の相違がある場合、3分の2以上が適合と判断した場合、申込者の入会を承認する。

#### 4.4 J-TAS 会員証の発行

協議会は、承認した申込者に対して、J-TAS会員証を発行する。なお、J-TAS会員証は有効期限2年の更新制とする（日本国内は無期限とする）。

#### 5.入会通知

J-TAS事務局は、4.3の入会承諾によって申込者がJ-TAS会員（以下、「会員」という）になった旨、書面により通知する。また、この通知の際、4.4のJ-TAS会員証を併せて送付する。

#### 6. 入会費等の請求

事務局は、会員に対して、5.の通知と同時に当月請求の翌月払いにより表1のとおり入会費等を請求する。

表1 入会費等の一覧表

年商額	入会費 (入会時のみ)	年会費 (1回/年)	保証金 (入会時のみ)
5億円未満	2万円	2万円	年会費 と同額
5億～50億円未満		4万円	
50億円以上		8万円	
備考：企業全体年商に比べて著しく寝具寝装類取扱い年商が低い場合、 年会費は、寝具寝装類取扱い年商に基づく。			

J-TAS会の会計年度は、4月から翌年3月までとする。なお、次年度の年会費は、4月に請求し、5月末までの支払期日とする。なお、年度中に入会したJ-TAS会員は、入会費等の請求日が10月以降の場合、次年度の年会費が免除される。

#### 7. 自由脱会

協議会は、会員から脱会する旨の書面を受理し、事業年度の終わりにおいて、会員の脱会を認める。この場合、入会後に支払った保証金は返納する。

## 8. 除名

協議会は、次の事項の1つに該当する会員を除名することができる。この場合において、協議会は、当該会員に対しその旨を事前に勧告し、書面による弁明の機会を与えるものとする。

- a) 年会費の支払いに関して1年以上の滞納、その他「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」10.1に定める義務（別紙2参照）を怠った会員
- b) J-TAS 会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- c) J-TAS 会の事業の利用について不正の行為をした会員
- d) 犯罪その他信用を失う行為をした会員
- e) 経営破綻した会員
- f) 後見開始又は保佐開始の審判を受けた会員
- g) 死亡し、又は失踪宣告を受けた会員

なお、e)～g)の場合、協議会は、事前の勧告なしに当該会員を除名することができる。

## 9. 脱会又は除名に伴う権利と義務

会員が7.又は8.の規定により、会員でなくなったときは、協議会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。また、協議会は、既に納入した入会費及び年会費を返納することはなく、除名の場合は保証金も返納しない。

## 10. 施行期日

本入会規程(制定版)は、2018年11月1日から施行する。

本入会規程(改訂1版)は、2020年8月1日から施行する。

入会申込書（様式[入会規程 01]）

一般社団法人 日本寝具寝装品協会 J-TAS協議会 御中

J-TAS会 入会申込書

このたび、J-TASの目的に賛同し、誓約書と共に、入会申込書を提出いたします。

西暦 年 月 日

所在地 〒 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

1.業種(全ての該当する書類整備対象者:別紙1参照)

- 原料商(原産国)       精製処理業者(加工国)       輸入者(日本)  
 羽毛生産管理者(日本)       製品生産管理者(日本)       表示者(日本)

2.書類整備対象者となる工場又は事業所

工場又は事業所名: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_

業種: \_\_\_\_\_

工場又は事業所名: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_

業種: \_\_\_\_\_

工場又は事業所名: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_

業種: \_\_\_\_\_

3.企業情報

・別添のとおり

4.連絡担当者

氏名: \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_

FAX: \_\_\_\_\_

e-mail: \_\_\_\_\_

* 受付年月日	* 受付者	* 受付No.	* 備考

\*印の欄は、記入しないでください。

企業情報

ふりがな			
会社名			
ふりがな			
本社	〒		
ふりがな			
代表者名			
電話		FAX	
WEBサイト			
取扱品目			
主要販売先			
創業		設立	
資本金			
年商※	西暦	年度	実績 万円
ふりがな			
羽毛責任者	役職名	氏名	
従業員数	名（うち、パート 名）		
備考	※ 企業全体年商に比べて著しく寝具寝装類取扱い年商が低い場合、企業全体年商及び寝具寝装類取扱い年商を記入すること。		

## J-TAS 会 入会申込書 1.業者（書類整備対象者）の定義について

J-TAS 会に入会する書類整備対象者は、次のとおりとする。

- a) 原料商（原産国） : 原料商とは、加工国又は日本に羽毛を輸出する者である。と畜場、羽毛収集業者、精製処理業者又は商社が該当することがある。なお、EU 域内における羽毛の移動は、輸出として扱わない。
- b) 精製処理業者(加工国) : 精製処理業者とは、原産国から羽毛を輸入し、原産国以外で精製処理等を行う者である。
- c) 輸入者（日本） : 輸入者とは、原料商又は精製処理業者から羽毛を日本に輸入する者である。
- d) 羽毛生産管理者（日本） : 羽毛生産管理者とは、輸入者から羽毛を受入れ、羽毛の精製処理等を管理する者である（精製処理は外部委託が可能）。
- e) 羽毛製品生産管理者(日本) : 羽毛製品生産管理者とは、輸入者又は羽毛生産管理者から羽毛を受入れ、羽毛寝具製品の製造を管理する者である（羽毛充填及び縫製は外部委託が可能）。
- f) 表示者（日本） : 表示者とは、羽毛寝具製品に産地名等の表示を行う者である。



一般社団法人日本寝具寝装品協会 J-TAS 協議会 殿

## 誓 約 書

J-TAS 会に入会するにあたり、下記のことに合意し、遵守することを誓約します。

### 記

1. 「JBA トレーサビリティ行動規範」の 3.に定める書類整備対象者の遵守事項（別紙 2 参照）及び「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の附属書 2 に定める J-TAS ラベル使用規定（別紙 3 参照）を履行する。
2. 羽毛寝具製品及び羽毛原料に対して、「不当景品類及び不当表示防止法」、「不正競争防止法」、「商標法」、「関税法」、「家庭用品品質表示法」を遵守する。
3. 過去 2 年間、法令等に違反して、罰金以上の刑に処させられたことはない。
4. J-TAS ブランドの著しい毀損並びに J-TAS ラベル及びロゴマークに対する違反行為は行わない。

以上

日 付：	住 所：
	会社名：
代表者役職：	氏 名：
	代表者印

**「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」10.1 に定める義務及び  
誓約書 1.の「JBA トレーサビリティ行動規範」の 3.に定める  
書類整備対象者の遵守事項について（抜粋）**

**3.書類整備対象者の遵守事項**

書類整備対象者は、J-TAS を適切に運用するために、次の書類整備対象者の義務を遵守する。

- a) J-TAS 会員となり、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 9.2 a)~c)に定める羽毛原料情報を表示する場合は、J-TAS ラベルを必ず羽毛製品に付すること。
- b) 羽毛の産地名等を保証するため、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 11.に定める要求事項に適合する管理体制を構築していること。
- c) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 11.に定める要求事項への適合性を確認するため、「JBA トレーサビリティ監査基準」に基づく、第三者監査機関（以下、「監査機関」という）によるトレーサビリティ監査に合格すること（トレーサビリティ臨時監査を含む）。
- d) 羽毛原料及び羽毛製品の表示に関して、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 11.3 及び 11.4 に定める表示に関する要求事項を遵守すること。
- e) J-TAS 協議会が発行する J-TAS ラベル及びロゴマークを使用する場合、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の附属書 2「J-TAS ラベル使用規定」に基づき、適切な J-TAS ラベル管理を行うこと。
- f) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の 15.に定める試買テストを受け入れること。また、当該試買テストの際に J-TAS 協議会及び監査機関が求める書類の提出に応じること。
- g) 書類整備対象者の義務に違反した場合、4.に定める罰則を受け入れること。
- h) 次の J-TAS 文書の最新版を入手すること。
  - 1) JBA トレーサビリティ監査システム運用規程
  - 2) JBA トレーサビリティ行動規範
  - 3) JBA トレーサビリティ監査基準
  - 4) JBA 入会規程
- i) J-TAS 会に関する費用（入会費等）、J-TAS ラベル費用を支払うこと。
- j) 本行動規範の全項目に合意し、遵守することを誓約し、J-TAS 協議会に誓約書を提出すること。
- k) その他、J-TAS 協議会が定める要求事項を受け入れること。

#### 4.罰則

J-TAS 協議会は、書類整備対象者が「3.書類整備対象者の遵守事項」のいずれかに違反した場合、次の罰則を課すことができ、当該書類整備対象者は、J-TAS 協議会から課された罰則に速やかに従う義務を負うものとする。なお、J-TAS に関する争議については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

- a) 改善報告書の徴収
- b) 該当する羽毛原料及び羽毛製品の出荷停止
- c) J-TAS ラベル交付の停止
- d) 手元に残っている J-TAS ラベルの返還 (J-TAS ラベル費用は返納しない)
- e) J-TAS ブランドの著しい毀損又は違反行為により直接または間接的に J-TAS 会に与えた損害の賠償請求
- f) J-TAS ブランドの著しい毀損又は違反事実の公表 (企業名及び事由)、並びに公表と同時に監督官庁への報告
- g) 違反の事実が認められた場合、商品の回収、及びその流通ルートと販売済み商品 (対小売店) の具体的な数量の J-TAS 協議会への報告
- h) 違反がある場合は、保証金の没収 (個別の違反状況を考慮して、没収額を決定)
- i) JBA トレーサビリティ臨時監査の実施
- j) J-TAS 会の J-TAS 会員の除名
- k) J-TAS 協議会が要請したトレーサビリティ臨時監査の監査評価が不合格であった場合、トレーサビリティ臨時監査に関する全ての費用負担
- l) その他、J-TAS 協議会が必要と認める罰則

誓約書 1.の「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の附属書 2 に定める  
J-TAS ラベル使用規定について（抜粋）

この附属書は、ラベル認可企業が適切にラベル及びロゴマークを使用するために、本運用規程の 10.1e)、11.3b)及び 11.4c)に関する管理方法について定める。

1. ラベル使用に関する管理方法

ラベルを使用できるラベル認可企業は、次の事項を遵守する。

- a) ラベルを使用できる羽毛寝具製品は、J-TASに該当する物とする。
- b) ラベルにはシリアル番号を記載する。
- c) ラベルを使用しようとするラベル認可企業は、**J-TASラベル発注システムにより、ラベルの交付を受けるものとする。**
- d) ラベル交付の許諾を受けたラベル認可企業は、協議会で定めたラベル代金を納入する。
- e) ラベルの交付を受けたラベル認可企業は、自己の責任のもとに誤りなく管理し、J-TASに該当する羽毛寝具製品以外には、ラベルを縫付けない。なお、ラベルの受入払出・保管及び羽毛寝具毛製品への誤表示防止等の管理手順は社内規格において明確にする。
- f) ラベルは譲渡しない。
- g) ラベルを使用した羽毛寝具製品については、ラベルの交付を受けた者がすべて責任を負うものとする。
- h) ラベルは、羽毛寝具製品に縫付ける方法で取り付ける。
- i) 前記の目的以外にラベルの意匠を使用する場合は、ラベルの使用目的、使用箇所、使用するものの名称等を記載した申請により、書面にて協議会の許可を得なければならない。
- j) 協議会よりラベルの交付を受けたラベル認可企業が、次に規定するいずれかに該当するに至ったときは、手元に残っているラベルのすべてを遅滞なく返還する。
  - 1) J-TAS会の会員を脱退した又はラベル認可企業でなくなったとき
  - 2) 事業を廃止したとき
  - 3) 違反に対する調査を著しく妨げたと認められるとき
  - 4) ラベル使用規定に違反したとき
  - 5) ラベルを変造又は模造して使用したとき
  - 6) その他協議会が必要と認めたとき

2. ロゴマークの使用に関する管理方法

ロゴマークを使用するラベル認可企業は、次の事項を遵守する。

- a) ロゴマークを使用できる羽毛原料又は羽毛寝具製品は、J-TASに該当する物とする。
- b) 広告等のロゴマークには、その近傍に必ず表示する者の企業名を付記する。
- c) 広告等のためにロゴマークを使用する場合は、次の使用例を用いる。例以外の使用については、当該内容について事前に表示する者又は協議会の許可を受けるものとする。

使用例 1



- d) ラベル認可企業は、ロゴマークを自己の責任のもとに管理し、事実と異なるような誤解を招く表示をしない。なお、ロゴマークの保管方法及び誤表示防止等の管理手順は社内規格において明確にする。
- e) ロゴマークは譲渡しない。
- f) ロゴマークを表示した羽毛原料又は羽毛寝具製品については、ロゴマークを表示した者がすべての責任を負うものとする。
- g) ロゴマークを使用するラベル認可企業が、次に規定するいずれかに該当するに至ったときは、ロゴマークの使用を禁止する。
  - 1) J-TAS会の会員を脱退した又はラベル認可企業でなくなったとき
  - 2) 事業を廃止したとき
  - 3) 違反に対する調査を著しく妨げたと認められるとき
  - 4) ラベル使用規定に違反したとき
  - 5) ロゴマークを変造又は模造して使用したとき
  - 6) その他協議会が必要と認めたとき

### 3. 違反に対する措置

協議会は、ラベル認可企業がラベル及びロゴマークの使用に関して本規定に違反した場合、別に定める「JBAトレーサビリティ行動規範」の罰則の措置を行うことができる。

## 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の4.用語の定義について（抜粋）

## 4. 用語の定義

本運用規程で用いる主な用語及び定義は、次による。

用語	定義	基準	確認方法・適用事項
● 羽毛原料産地			
産地名	<p>産地名は、地域全体を指すものではなく水鳥を飼育した国名、又は水鳥から羽毛を採取した国名を用いる。ただし、産地名に飼育地の地方名を用いる場合は、国名も併せて用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 水鳥繁殖の産卵地やふ化地は、産地名としない</li> <li>* 「表示」に用いる原料の産地は単一であり、産地の異なる原料と混合されていないもの</li> <li>* 産地名に加え「純」「入り」「使い」「混」などを組み合せる名称は用いない（例:「純フランス」、「ポーランド産使い」など）</li> </ul>	表示の原料 100%使い	産地名が記載された書類（地方名を用いる場合、地方名の記載された記録を含む）と生産記録によるトレーサビリティ監査
● 飼育・採取方法			
マザー	産卵のために飼育されている水鳥。	表示の原料 100%使い	飼育方法(マザーの略号は認めない)が記載された証明書(マザー農場仕入書、公的な機関の発行する証明書、動物検疫証明書、インボイス、 <b>原産国の販売者の証明書のうち、いずれか1つ以上</b> )
ハーベスト	水鳥の羽毛生え換わり時期(換羽期)の羽毛採取方法。 同意語：モルティングハーベスト、 モルトハーベスティング、molting harvest	表示の原料 100%使い	採取方法が記載された証明書(動物検疫証明書、インボイス、 <b>原産国の販売者の証明書のうち、いずれか1つ以上</b> )
マシンピック	水鳥をと畜後に羽毛を機械で採取する方法(一般的採取方法)、及び、と畜後に高品質羽毛を得るため部位別に手で採取する場合もある。 同意語：マシンプラック	—	—

ハンドピック	生きている水鳥から羽毛を換羽期以外に手で採取する方法。 同意語：ハンドブラック、ライブブラック、手摘み	該当する行為の禁止、及び用語の使用禁止	動物福祉に反する不適正な採取方法であり使用禁止
● 羽毛の色			
ホワイト	白色の羽毛。	グレー羽毛混入率 1.5%以下	日羽協グレー羽毛混入率試験方法 (汚染用グレースケール「3-4級」以下の色付き羽毛混入率)
ピュアホワイト	ホワイトより色付き(グレー、ブラックポイント、黒点)羽毛の混入率が少ない白色の羽毛。 同意語：純白	グレー羽毛混入率 0.05%以下	
グレー	ホワイトより色付き羽毛の混入率が多い羽毛。 同意語：シルバー	グレー羽毛混入率 1.5%超	
● 鳥種			
グース	Goose、雁、ガチョウ 原種はカモ科ガン亜科マガン属の2種。	グース90%以上使い	グースの表記は日羽協鳥種鑑別試験方法
ダック	Duck、鴨、かも 原種はカモ科カモ亜科。	ダック90%以上使い	
その他	アイダー カモ科カモ亜科ケワタガモ属。 (カオジロガンは、アイダーでないため、アイダーの表記はできない。)	表示の原料 100%使い	鳥種名又は品種名は鳥種名又は品種名が記載された証明書(動物検疫証明書、インボイス、 <b>原産国の販売者の証明書のうち、いずれか1つ以上</b> )
● 羽毛加工方法			
原羽毛	精製処理していない羽毛。 同意語：粗毛、original、pre-washed down、pre-washed feathers、raw down、raw feathers	—	JIS L 0216 羽毛用語
精製羽毛	精製処理した羽毛。[精製工程：原羽毛→除塵→洗浄→脱水→高温乾燥・殺菌→冷却→除塵→(選別)→収納] 同意語：精毛、washed down、washed feathers	—	JIS L 0216 羽毛用語
国内洗浄	日本国内での精製処理。	—	—
パワーアップ	圧縮された羽毛原料のかさ高性を復元させる加工方法。(精製処理の洗浄効果は得られない)	—	—
手選別	精製羽毛から手でダウンとフェザーを選別し高品質羽毛を得る方法。(高混率ダウンやスティッキーダウンなど)	—	—

● トレーサビリティ			
J-TAS	J-TAS は、JBA トレーサビリティ監査システム (JBA Traceability Audit System) の略称。	—	—
J-TAS 会	J-TAS を運用する組織。	—	—
J-TAS 協議会	トレーサビリティ監査結果を審議し、書類整備対象者に対して J-TAS に基づき適合性の判定を行なう協議会。	—	—
J-TAS 会員	J-TAS 会の会員。	—	—
J-TAS ラベル認可企業	J-TAS 会の J-TAS 会員であって、トレーサビリティ監査に合格し及び J-TAS 協議会の適合の判定を受けた書類整備対象者。	トレーサビリティ監査に合格し、J-TAS 協議会の適合の判定を受けている。	トレーサビリティ監査及び J-TAS 協議会
書類整備対象者	羽毛の流通生産ルートに携わり、原料情報を正しく整備・保管・報告する J-TAS 会員。	—	—
J-TAS ラベル	J-TAS ラベルは、羽毛原料の産地名、飼育・採取方法、鳥種名又は品種名のトレースが可能で、第三者監査機関によるトレーサビリティ監査に合格したことを示す。なお、J-TAS ラベルにはシリアル番号の表記がある。(付図 1) * ラベルを付する原料の産地は単一であり、産地の異なる原料と混合されていないもの	トレーサビリティ監査に合格し、J-TAS 協議会の適合の判定を受けている。	トレーサビリティ監査及び J-TAS 協議会
原産地証明書	関税率を計算するために原産地を特定する書類 (Certificate of Origin)	—	—
インボイス	納品書兼請求書 (Invoice、Commercial Invoice)	—	—
パッキングリスト	貨物の品名、数量、重量等の詳細が記された書類 (P/L : Packing List)	—	—
動物検疫証明書	出荷国 (原産国とは限らない) が発行する燻蒸済証明書 (V/C : Veterinary Certificate、H/C ; Health Certificate)	—	—
船荷証券	荷物送り状 (B/L : Bill of Lading、AWB : Air Way Bill、SWB : Sea Way Bill)	—	—
精製処理の記録	海外精製日報、国内精製日報	—	—
移動記録	運送会社送り状 (EU 内の場合 : CMR、Waybill)	—	—
輸入許可通知書	税関が発行する輸入の許可に対する通知書	—	—
入出荷記録	国内運送書類 (送り状)	—	—
充填の記録	国内加工書類 (日報)	—	—



TC 証明書	TC システム(Transaction Certificate System)により、IDFL の承認を受けた後、発行される商取引証明書 (IDFL 承認印及びサインがあるもの)	—	—
TC 入力記録	TC システムに商取引情報を入力し、必要な根拠記録のアップロードを終えた状態の記録。ただし、IDFL の承認を受けない。	—	—
● その他			
ダウンパワー	羽毛のかさ高性を表す単位。[一定荷重の下で 1g 当たりの立方センチ体積 (cm <sup>3</sup> /g)]	日羽協のゴールドラベルは、表示基準が決められている	JIS L 1903 羽毛試験方法
フィルパワー	羽毛のかさ高性を表す単位。[一定荷重の下で 30g 当たりの立方インチ体積 (in <sup>3</sup> /30g)] 備考：2013 年にオンス (oz) 当たりの立方インチ体積 (in <sup>3</sup> /oz) から新単位 (in <sup>3</sup> /30g) に改定された。	—	IDFB 試験方法 Part 10-B
羽毛ふとん	ダウンが 50%以上のもの。	—	JBA ふとん 品質表示規定
羽根ふとん	ダウンが 50%未満のもの。	—	JBA ふとん 品質表示規定

**JBA トレーサビリティ監査システム運用規程の 17.経過措置に定める事項（抜粋）**  
**（過去の在庫羽毛に関するトレーサビリティ）**

1.書類整備対象者は、羽毛寝具製品に産地名を表示する羽毛原料に限り、当該経過措置を適用でき、次の要求事項に適合する必要がある。

- a) 2017年4月1日からJBA トレーサビリティ監査システム運用規程制定版の施行期日までに売買契約した在庫羽毛に対して、日羽協発行の「羽毛原料の産地表示に必要なトレーサビリティ確認書類&羽毛製品に用いる原料用語と定義(2017年版)」<sup>2</sup>2017-2018秋冬シーズン・トレーサビリティ確認書類（表1）に基づき、書類を保管する必要がある。なお、表1の（ ）内は可能な限り集めることとするが、入手困難な場合は、自らの責任において産地名を表示する。
- b) 2017年3月31日以前に売買契約した在庫羽毛は、表1の保管する記録から「輸入許可通知書」「船荷証券」「動物検疫証明書」を除外できる。なお、表1の記録と同等な書類がある場合は、当該書類を表1の記録の代替として認める。
- c) 在庫羽毛のトレーサビリティは、仕入れた羽毛原料又は羽毛寝具製品に充填された羽毛原料に対して、a)又はb)に応じた記録を各書類整備対象者が収集及び保管し、羽毛原料が当該記録にトレースできるよう構成する。なお、トレース方法は、社内規格に定め、実施する。

2.当該経過措置によって、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」に定める11.書類整備対象者に対する要求事項を次のとおり免除する。

- a) 11.2.1の羽毛寝具製品に表示する事項に対する記録
- b) 11.2.2a)のトレーサビリティの構成
- c) 11.2.2d)の供給者の選定

3.監査機関は、書類整備対象者の在庫羽毛を調査し、経過措置を適用する羽毛と適用しない羽毛を識別し、経過措置を適用する羽毛に対して、1.の要求事項に適合することを確認する。また、経過措置を適用する羽毛は、次の羽毛原料情報を記録する。なお、2.に定める事項を除き、書類整備対象者が保管する表1の記録に基づき、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」に定める11.書類整備対象者の要求事項を確認する。

- a) 売買契約年月日
- b) 産地名
- c) 飼育・採取方法（マザー、ハーベスト等）
- d) 鳥種名及び品種名

e) 組成混合率 (ダウン % / フェザー %)

f) 経過措置を適用する羽毛の在庫量

4.トレーサビリティ更新監査の際において、監査機関は、初回監査又は前回更新監査時における3.の記録を持参し、現在の在庫量と使用量の整合性を確認する。3.の記録は更新監査の度に更新する。

表1 2017-2018 秋冬シーズン・トレーサビリティ確認書類

調達形態		直接輸入(自社で精製処理) 原産国から原料を直接輸入し 自社内で精製処理	直接輸入(原産国で精製処理) 原産国で精製処理した 精製羽毛を輸入	直接輸入(他社で精製処理) 原産国から原料を直接輸入し 他社で精製処理	間接輸入(加工国で精製処理) 原産国から加工国を経由した 精製羽毛を輸入
パターン (流通ルート)		A (I→III)	B (I→III)	C (I→III)	D (I→II→III)
確認書類	原産国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書</li> <li>・インボイス</li> <li>・バックングリスト</li> <li>・動物検疫証明書</li> <li>・船荷証券</li> <li>・(移動記録)*2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書</li> <li>・インボイス</li> <li>・バックングリスト</li> <li>・動物検疫証明書</li> <li>・船荷証券</li> <li>・(精製処理の記録)*1</li> <li>・(移動記録)*2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書</li> <li>・インボイス</li> <li>・バックングリスト</li> <li>・動物検疫証明書</li> <li>・船荷証券</li> <li>・(移動記録)*2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書</li> <li>・インボイス</li> <li>・バックングリスト</li> <li>・動物検疫証明書</li> <li>・船荷証券</li> <li>・(移動記録)*2</li> </ul>
	加工国				<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工国での輸入許可通知書</li> <li>・加工国での精製処理の記録</li> <li>・加工国のインボイス</li> <li>・加工国のバックングリスト</li> <li>・加工国の船荷証券</li> </ul>
	日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入許可通知書</li> <li>・輸入原料の移動記録</li> <li>・精製処理の記録</li> <li>・充填の記録</li> <li>・(他社で充填の場合は、 他社との入出荷記録)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入許可通知書</li> <li>・輸入原料の移動記録</li> <li>・充填の記録</li> <li>・(他社で充填の場合は、 他社との入出荷記録)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入許可通知書</li> <li>・輸入原料の移動記録</li> <li>・精製処理業者への入出荷記録</li> <li>・精製処理の記録</li> <li>・充填の記録</li> <li>・(他社で充填の場合は、 他社との入出荷記録)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入許可通知書</li> <li>・輸入原料の移動記録</li> <li>・充填の記録</li> <li>・(他社で充填の場合は、 他社との入出荷記録)</li> </ul>

\*1(精製処理の記録)は、原産国の原料を精製処理した生産記録を示す。原料情報表示に必要な確認が得られること。

\*2(移動記録)は、例えば、フランス産原料が精製処理などでドイツに移動する場合の記録を示す。原料情報表示に必要な確認が得られること。

**JBA トレーサビリティ監査システム運用規程の 17.経過措置に定める事項【追補】**  
**(過去の在庫羽毛に関するトレーサビリティ)**

羽毛寝具製品に関係する日本企業から、2018.12.1 以降に売買契約した羽毛原料は、現時点で海外の原料商又は精製処理業者が J-TAS 認可企業になっていない以上、J-TAS 適合の羽毛原料を供給できないため、当該羽毛原料を用いた羽毛寝具製品に J-TAS ラベルを付すことができないとのコメントを受けた。現実的に 2018.12.1 以降に売買契約した羽毛原料を日本企業が使用するために、当該羽毛原料に特例を設けることとする。

ついては、2018.12.1 以降に契約した羽毛原料の取扱いを本追補により指示する。本追補の有効期限は、海外の原料商又は精製処理業者が J-TAS 認可企業となり、十分な羽毛原料を J-TAS 適合羽毛として供給出来るようになった時点とする。なお、有効期限内に契約した羽毛原料は、引続き本追補を適用する。

1.以下のいずれかの要件を満たす羽毛原料は、JBA トレーサビリティ監査システム運用規程の 17.経過措置に定める事項 1.a)に規定する「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程制定版の施行期日まで」を「本追補の有効期限まで」とし、経過措置の期間を延長することができる。

- a) J-TAS 会に入会する意欲を示す海外原料商又は海外精製処理業者の提供する羽毛原料
- b) J-TAS 会員である海外原料商又は海外精製処理業者の提供する羽毛原料

**【参考：JBA トレーサビリティ監査システム運用規程の 17.経過措置に定める事項（抜粋）】**

1.書類整備対象者は、羽毛寝具製品に産地名を表示する羽毛原料に限り、当該経過措置を適用でき、次の要求事項に適合する必要がある。

a) 2017 年 4 月 1 日から JBA トレーサビリティ監査システム運用規程制定版の施行期日までに売買契約した在庫羽毛に対して、日羽協発行の「羽毛原料の産地表示に必要なトレーサビリティ確認書類&羽毛製品に用いる原料用語と定義（2017 年版）」<sup>2</sup>2017-2018 秋冬シーズン・トレーサビリティ確認書類（表 1）に基づき、書類を保管する必要がある。なお、表 1 の（ ）内は可能な限り集めることとするが、入手困難な場合は、自らの責任において産地名を表示する。